

第2期 栗山町ケアラー支援推進計画

— 全てのケアラーが個人として尊重され、
健康で文化的な生活を営むことができるまち —

〔 令和6年度 ～ 令和8年度
(2024) (2026) 〕

令和6年3月

北海道栗山町

はじめに

本町では、令和元年をピークに65歳以上の人口が徐々に減少へと転じる一方で、高齢化率が40%を超え今後も上昇する見込みとなっており、誰もが「介護を受ける側」となり、また、誰もが「介護する側」、いわゆる「ケアラー」となり得る環境となりました。

ケアラーの多くが日常生活による心身の悩みや、将来への不安を抱えており、画一化した介護保険サービスだけでは解消できない問題があることから、令和3年4月に全国に先がけて栗山町ケアラー支援条例を施行し、将来にわたり誰もが安心して介護や看護ができるまちづくりを進めております。

本条例では、ケアラーへの支援だけではなく、ケアラーを取り巻くくらし全体に視点を置き、ケアラーと被介護者の双方が心身ともに健康で生活すること、働くことや学ぶこと人生を楽しむことができるような環境を町全体で作り上げていくことを掲げております。

令和4年に実施したヤングケアラー実態調査では、18歳未満の子どものうち4.8%がヤングケアラーであることが明らかになりました。ケアラーの負担は、年齢や対象を問わず全世代に潜在しており、ケアラー支援の必要性について改めて認識したところであります。

本計画は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、また、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えることを基本理念としております。

この基本理念に基づき、町民、事業者及び関係機関のケアラー支援にあたっての「将来像」を明らかにし、行動指針である「心がけ」を定めることで、これからの本町でどのようにケアラー支援の輪の広がる未来を展望するのか、その道程を本計画で明らかにしました。

町民の皆様をはじめ、各関係機関・団体におかれましては、計画の着実な推進のために、これまで以上のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり多大なご尽力を賜りました栗山町ケアラー支援推進協議会委員の皆様、そして、町民の皆様、関係団体の方々に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

栗山町長 佐々木 学

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本方針	1
第2節 計画の期間	1
第3節 他の関連計画との関係	1

第2章 栗山町のケアラーを取り巻く状況

第1節 ケアラーに関するアンケート調査の実施	2
第2節 アンケート調査から見えた現状と課題	13

第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 計画の基本理念	14
第2節 これからの将来像と計画を推進するための心がけ	15
第3節 計画の施策体系	17

第4章 ケアラー支援に関する施策

第1節 ケアラー支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動	19
第2節 ケアラー支援を担う人材の育成	20
第3節 包括的な相談・支援体制	20
第4節 ケアラー同士が交流・情報交換できる場の設置	22
第5節 障がい者及び子育て支援の充実化	22
第6節 国、道、関係市町村への情報発信及び要望	23

第5章 計画の推進と進捗管理

第1節 PDCA サイクルに基づく施策の推進	24
第2節 ケアラー支援庁内連絡会議の設置	24

資料編

第1節 「第2期栗山町ケアラー支援推進計画」策定の経緯	25
第2節 栗山町ケアラー支援条例	26
第3節 栗山町ケアラー支援条例逐条解説	28
第4節 栗山町ケアラー支援推進協議会設置要綱	32

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本方針

高齢社会の進展により、誰もが被介護者となり誰もが介護者(ケアラー)となりうる時代です。

ケアラーは心身の健康、生活の安定、将来の展望に不安を抱えたまま、個人では解決することのできない様々な困難に直面しており、ケアラーに対する社会的な支援の取り組みは、不十分な状況にあります。

今後、本格的な介護社会に突入しますが、介護などで自分を見失ったり、孤立せずに、誰もが安心して介護や看護ができる社会を目指し、支援が必要なケアラーの早期発見や適切な支援につなげるための具体的な施策を構築する必要があります。

このようなことから町では、令和3年4月1日、ケアラーを社会全体で支えるため栗山町ケアラー支援条例(以下、「支援条例」という。)を施行いたしました。ケアラーの置かれている状況は多様であり、ケアラー支援に関する施策も多岐にわたることから、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、支援条例第8条の規定に基づき第1期計画を策定しました。

本計画は、第1期計画をより充実させ、本町全体に一層のケアラー支援の輪を広げることで、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。

※ケアラーの定義

「ケアラー」とは支援条例第2条第1項と同様の定義とします。

「高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者という。」

また、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、大人が担うような責任を引き受け、家事や家族の世話、介護や感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもとし、本計画におけるケアラーにはヤングケアラーが含まれるものとします。

第2節 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3カ年計画とします。

第3節 他の関連計画との関係

本計画は、栗山町第7次総合計画の個別計画として位置付けし、栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、栗山町障がい者基本計画、栗山町子ども・子育て支援事業計画等に定める施策との整合性を図ります。

第2章 栗山町のケアラーを取り巻く状況

第1節 ケアラーに関するアンケート調査の実施

令和5年7月から9月にかけて、町内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに関わり合いがあるケアラー世帯と、生活に課題がある、またはそのリスクがある高齢等の世帯を比較することで、ケアラー世帯の抱えている課題が明らかにすることを目的として調査(調査名「地域で家族等の介護を行うケアラーの生活に関する調査」。以下「本調査」という。)を実施しました。

調査対象は、町内に被介護者がいる町内外のケアラー(以下「ケアラー」という。)及び高齢等の理由により生活に不安があり、救急救命キット「いのちのボタン」を配布している世帯(以下「いのちのボタン」という。)に対して、ケアラー支援に関しての意識調査を行いました。

その結果から、今後、ケアラー支援を進める上での本町におけるケアラーを取り巻く状況が、より鮮明になりました。

1. 調査概要

調査名 「地域で家族等の介護を行うケアラーの生活に関する調査」

①調査対象 町内居宅介護支援事業所等が関わる町内に被介護者がいる町内外のケアラー
救急救命キット「いのちのボタン」を配布している世帯

②調査時期 令和5年7月～同年9月

③調査方法 直接配付または郵送し、郵送にて回収を行う。そのうち、いのちのボタンは対象者抽出調査

④回収結果 配布数 553 件 回収数 173 件 有効回収数 172 件(有効回収率 31%)

※調査結果を表すグラフのうち、ケアラーには、居宅介護支援事業所等におけるケアラーの回答数にいのちのボタン世帯におけるケアラーを合算しているために、全体数と、ケアラー及びいのちのボタン世帯の合計数は一致しない。

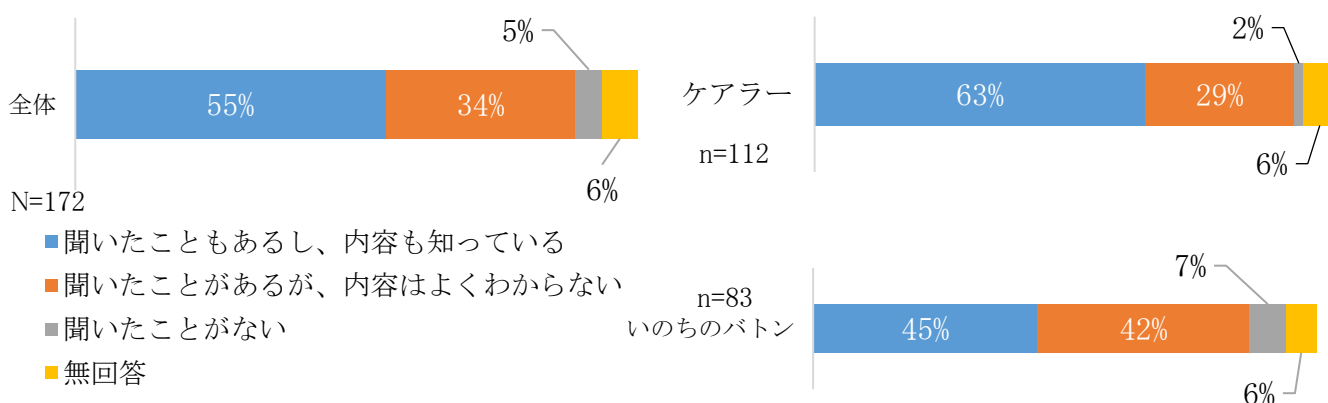
2. 調査結果

(1) ケアラー及びヤングケアラーの言葉の認知度

【「ケアラー」の言葉の認知度】

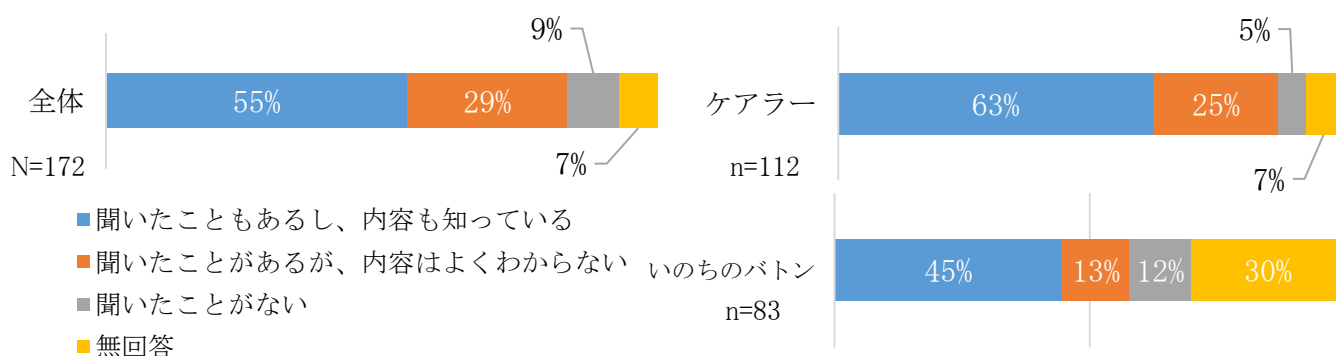
本調査の回答者（以下「回答者」という。）に「ケアラー」の言葉の認知度を尋ねたところ、全体では、「聞いたこともあるし、内容も知っている」が 55%、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が 34%と、合計 89%が言葉を認知している結果となり、町民全体に「ケアラー」の言葉が浸透していることがわかりました。

なお、ケアラーでは、「聞いたことがあるし、内容も知っている」が 63%といのちのボタンよりも 18 ポイント高く、ケアラーがケアをする立場や環境にあることを、より高く認識していることがわかりました。



【「ヤングケアラー」の言葉の認知度】

回答者に「ヤングケアラー」の言葉の認知度を尋ねたところ、全体では、「聞いたこともあるし、内容も知っている」が 55%と半数が言葉を認知していることがわかった。また、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が 29%と、84%がケアラーの言葉を聞いたことがある結果になった。これをケアラーといのちのボタンと比較すると、ケアラーの場合は 88%、いのちのボタンは 58%と、ケアラーが 30 ポイント高い結果になった。

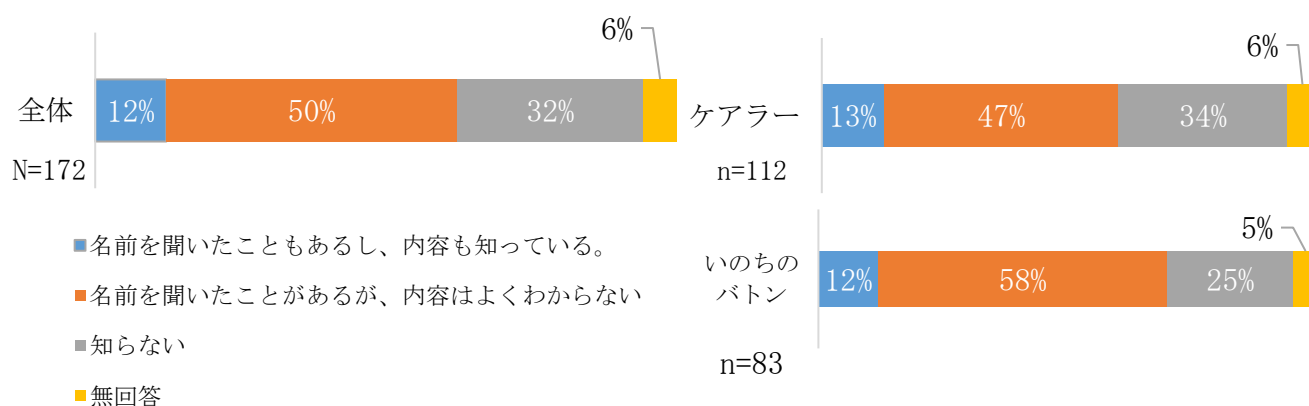


(2) 栗山町ケアラー支援条例の認知度

回答者に「栗山町ケアラー支援条例」の認知度を尋ねると、全体では、「聞いたこともあるし、内容も知っている」が 12%の結果になった。「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が 50%と合計 62%が栗山町ケアラー支援条例の言葉を聞いたことがあることがわかりました。

これをケアラーといのちのバトンで比較すると、ケアラーは合計 60%、いのちのバトンは合計 70%といのちのバトンが 10 ポイント高い結果になりました。

栗山町ケアラー支援条例の町民の理解・浸透は、進んでいるもののケアラーのための条例であるが生活に不安を抱える者のうち、ケアラーの条例に対しての認知度が低いことから、周知・啓発での課題がみえてきました。

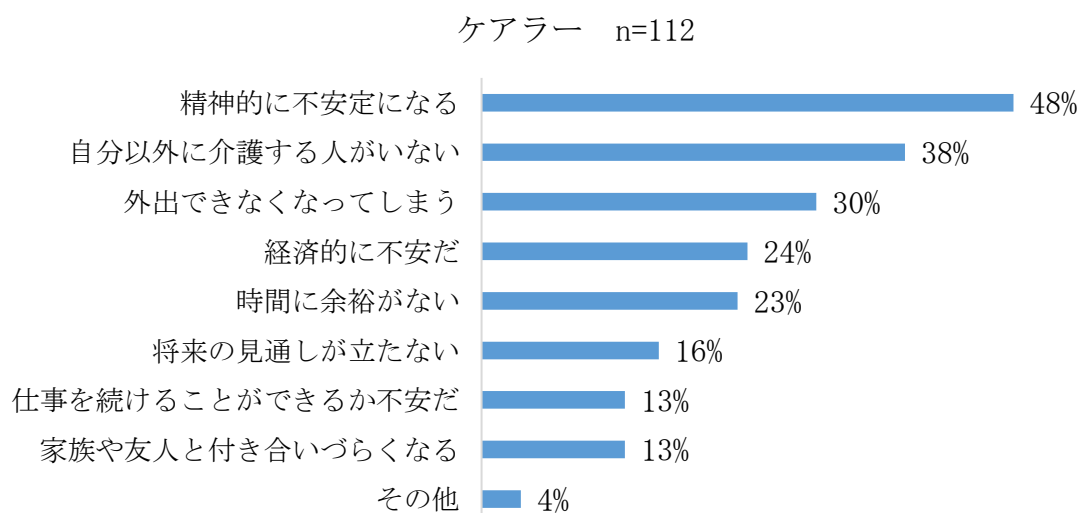


(3) ケアラーの意識

【ケアする上で気がかりなこと】

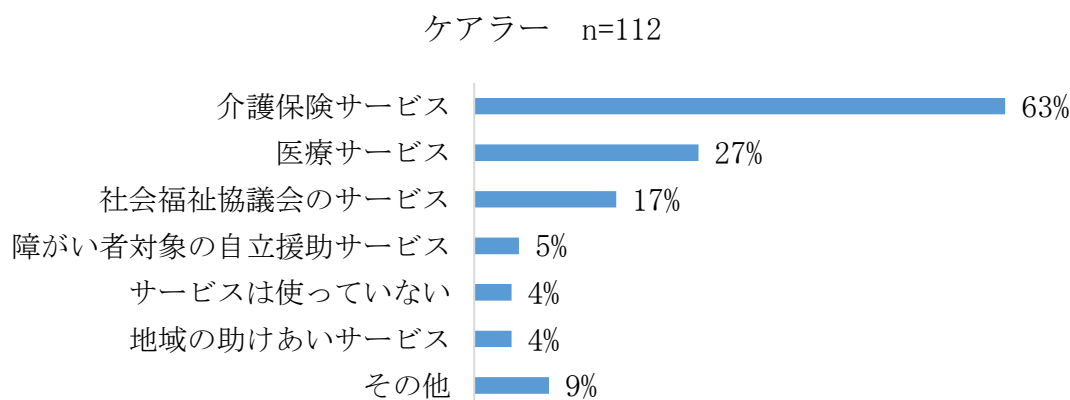
回答者のうちケアラーに、ケアする上で気がかりなことを尋ねると約半数の 48%が「精神的に不安定になる」と回答しました。また、「自分以外に介護する人がいない」が 38%、「外出できなくなってしまう」が 30%、「経済的に不安だ」が 24%、「時間的に余裕がない」が 23%という結果になりました。

ケアラーは精神的なストレスや時間的な拘束、経済事情から安定的にケアができるかなど、日常的に不安を抱える傾向にあることがわかりました。



【利用しているサービス】

回答者のうちケアラーにおいて、利用する社会資源で最も多いものは、「介護保険サービス」で63%、次に「医療サービス」の27%、「社会福祉協議会のサービス(いのちのバトンなど)」が17%という結果になりました。一方で、「サービスを使っていない」という回答が4%あり、サービスの必要性の有無の問題はあるにしろ、社会資源を利用する必要性があっても利用できないケアラーがいる可能性があることがわかりました。



(4) ケアラー自身の状況

回答者に、被介護者の人数を尋ねると、ケアラーは、1人のケアラーに対し1.2人の被介護者が存在することがわかりました。

いのちのバトンでは、83人中、ケアラーに該当する対象者は0.3人になりました。被介護者の割合は35%になり、いのちのバトンの3人に1人は、ケアラーであることがわかりました。

なお、ケアラーの被介護者の人数は、被介護者(対象者112人)が「1人」と答えた者が最も多く81%(91人)、「2人」が14%(16人)、「3人」が3%(3人)、「5人」が1%(1人)、無回答1%(1人)という結果になりました。

表1 被介護者数

属性	対象者数	被介護者数	対象者1人あたり
ケアラー	112人	137人	1.2人
いのちのバトン	83人	29人	0.3人

【医療機関受診の有無】

回答者に、医療機関受診の有無と、受診をしていない場合は、その理由を尋ねました。ケアラーは、78%が「受診している」と回答する一方で、いのちのバトン は 65%と、ケアラーがいのちのバトンよりも 13 ポイント高いことがわかり、ケアラーがそのケア等の理由により、何らかの疾患を抱え受診している傾向にあることがわかりました。

なお、受診している者のうち、もっとも多いのは70代になり、ケアラーは 92%、いのちのバトンは 74%とケアラーの方が 18 ポイント高くなりました。調査結果では、どの世代においても、ケアラーのポイントが高い傾向にあることがわかりました。ケアラーは心身の不調から医療機関を受診する傾向にありますが、概ね受診できているといえます。

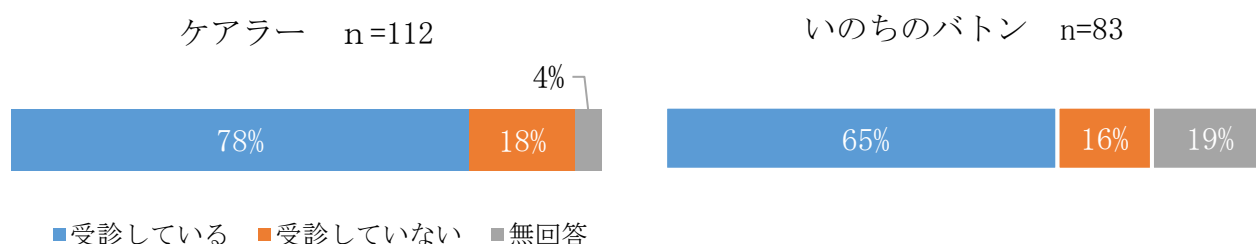


表 2 受診対象者の世代別比較 ※ () は回答者の実数

世代	ケアラー (n=112)	いのちのバトン (n=83)
80代以上	73% (19)	67% (29)
70代	92% (23)	74% (17)
60代	82% (23)	67% (6)
50代	58% (11)	0% (0)
40代	80% (4)	—
30代	50% (1)	—

【受診していない理由】

回答者のうち、ケアラーに受診をしていない理由を尋ねると、「心身の不調がないため」が 50%、受診する必要を感じないが 40%と、概ねケアすることで医療機関を健康上の問題を抱えていないことがわかる一方で、「受診する必要があるがケアのため受診できない」回答も 5%あり、ケアの環境のために受診できないケアラーが存在することがわかりました。

表 3 ケアラーの受診していない理由 ※ () は回答者実数

質問項目 (n=29)	構成比
心身の不調がないため	50% (10)
受診する必要があるがケアのため受診できない	5% (1)
受診する必要を感じない	40% (8)
無回答	5% (1)

【ケアラーの就労の有無とその実態】

回答者のうちケアラーに、その就労の有無を尋ねたところ、「フルタイムで働いている」が20%、「パートタイムで働いている」が20%の合計40%になり、ケアラーの5人に2人が就労している結果になりました。

これを年代別(n=44)でみると、「50代」が59%と最も高く、次に「60代」が55%、「70代」では、23%、「80歳以上」9%と高齢のケアラーでも就労している、就労しなくてはならない状況に置かれていることがわかりました。

ケアラー n=112



- フルタイムで働いている
- パートタイムで働いている
- 働いていない
- 無回答

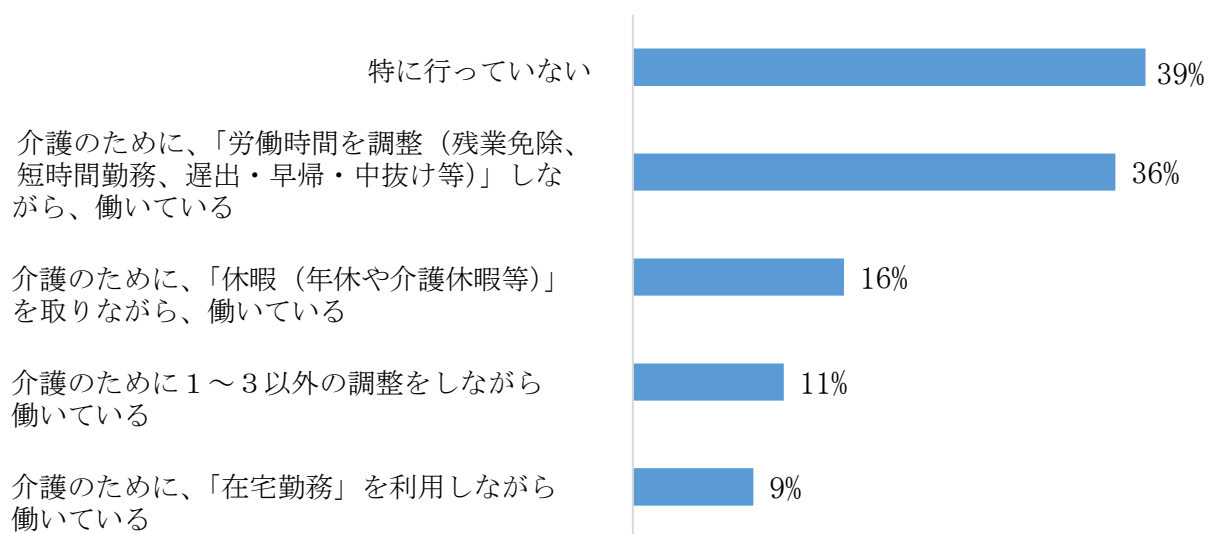
表5 ケアラー就労者年代別

年代	フルタイム	構成比	パートタイム	構成比	就労合計	構成比
30代	1	5%	1	5%	2	5%
40代	2	9%	3	14%	5	11%
50代	7	31%	6	27%	13	30%
60代	7	31%	5	22%	12	27%
70代	1	5%	4	18%	5	11%
80代以上	1	5%	1	5%	2	5%
無回答	3	14%	2	9%	5	11%
合計人数	22	—	22	—	44	—

【ケアラーの働き方の調整】

就労しているケアラーにケアをするにあたり、働き方についての調整等をおこなっているか尋ねたところ、「特に行っていない」が 39%、その一方で、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が 36%と、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が 16%と時間調整や休暇をとりながら、ケアを行う者が一定数いることがわかりました。

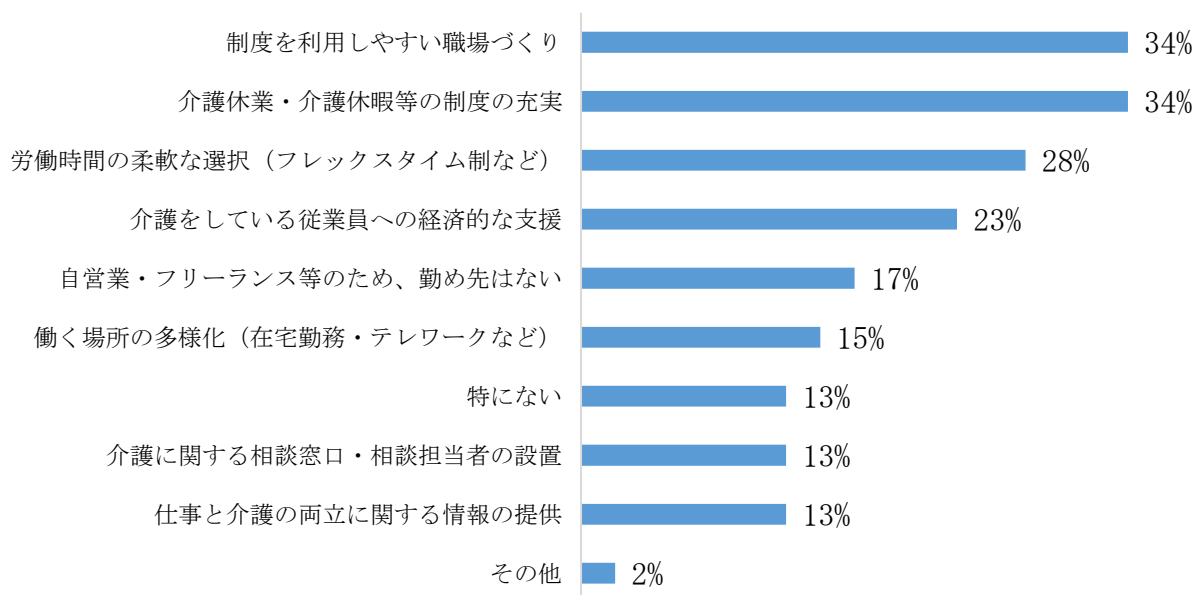
ケアラーの働き方の調整 (n=44 複数回答可)



【仕事と介護の両立支援】

就労するケアラーに、仕事と介護を両立するために、就業先にどのような支援を求めたいか尋ねたところ、「制度を利用しやすい職場づくり」と「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が共に34%と最も高く、制度を利用するに当たり職場の環境に問題があること、また、介護休業・介護休暇等の制度に利用に当たって、利用しにくいと受け止めているものが多いことがわかりました。次に、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」28%、「介護をしている従業員への経済的支援」が23%の順になったことから、雇用条件の問題や、介護休暇による所得保障の問題や介護費用の増大など課題が挙げられます。

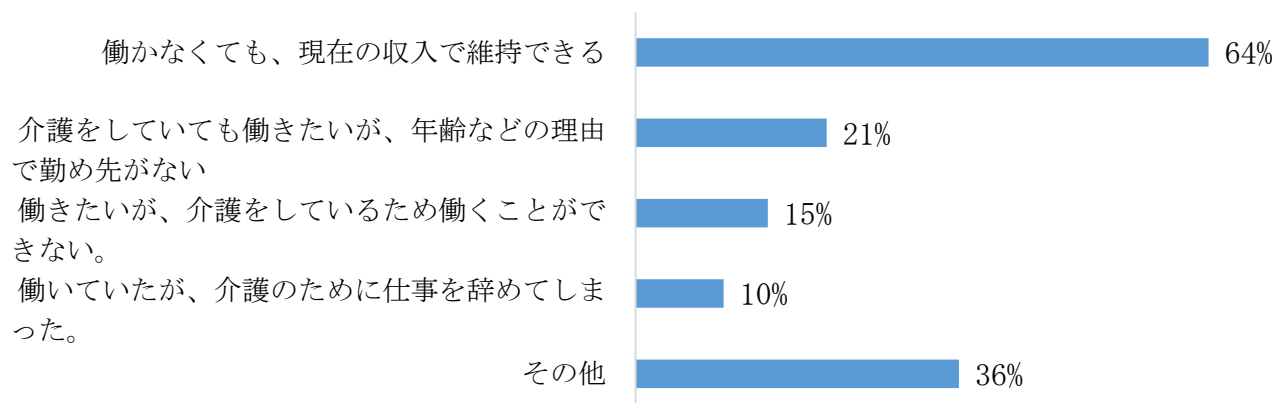
ケアラーの求めたい就業支援（n=44 複数回答可）



【非就労のケアラーの実態】

就労していないケアラーに、その理由を尋ねると「働かなくても、現在の収入で生活は維持できる」と回答した者が64%になりました。その一方で、「介護をしても働きたいが、年齢などの理由で勤め先がない」が21%、「働きたいが、介護をしているため働くことができない」が9%、「働いていたが、介護のために仕事を辞めてしまった」が10%となり、就労意欲があっても、様々な要因で就労が制限される、または、ケアの結果、介護離職につながるケースが一定数あることがわかりました。

ケアラーの非就労の理由（n=61 複数回答可）

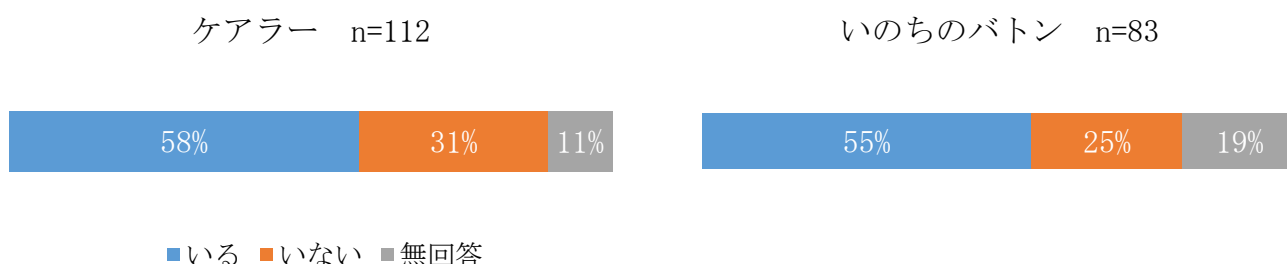


(5) 地域社会とのつながりと必要な支援

【地域とのつながり】

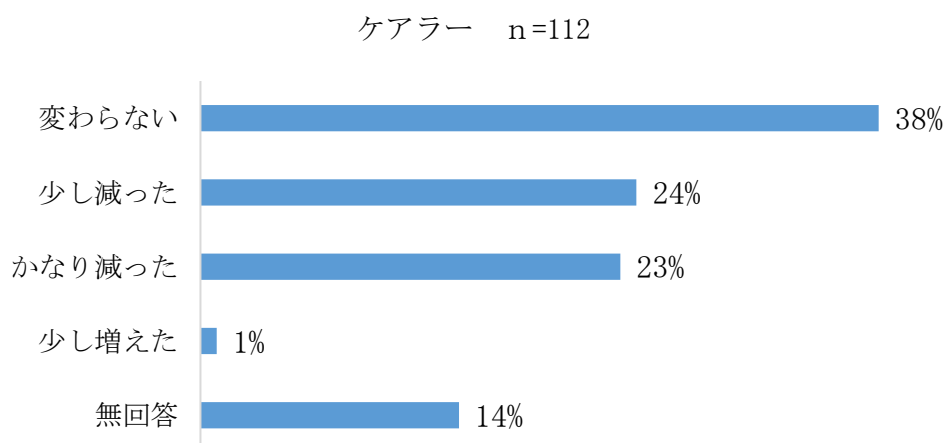
回答者に、対象者を気にかけてくれる、支えてくれる地域住民がいるのかを尋ねると、ケアラーの場合は、「いる」と答えた者が 58%、「いない」と答えた者が 31%となりました。また、いのちのバトン配付者の場合には、「いる」と答えたものが 55%、「いない」と答えた者が 25%となりました。ケアラーの方が、「いない」と答えたものが、いのちのバトンより 6 ポイント高い結果になりました。

ケアラーもいのちのバトンも、その半数以上が、地域とのつながりがある一方で、ケアラーの場合は、概ね3人に1人が地域から孤立している可能性があり、気にかけてくれる・支援してくれる地域住民がいないことがわかりました。



【社会活動の参加状況】

ケアラーに、ケアによる社会活動の増減を尋ねたところ、「変わらない」と答えた者が 38%いる一方で「少し減った」が 24%、「かなり減った」が 23%と、ケアすることで社会活動が減少した者が合計で 47%と全体の半数近いことがわかりました。



【つどいの場とその種別】

回答者に、つどいの場に参加しているかを尋ねると、ケアラーの場合は、56%が「いいえ」と回答し、いのちのバトンは39%になり、ケアラーが17ポイント高い結果になりました。ケアラーはケアを行うことで、つどいの場に参加することが難しくなる傾向がわかりました。

ケアラー n=112

いのちのバトン n=83



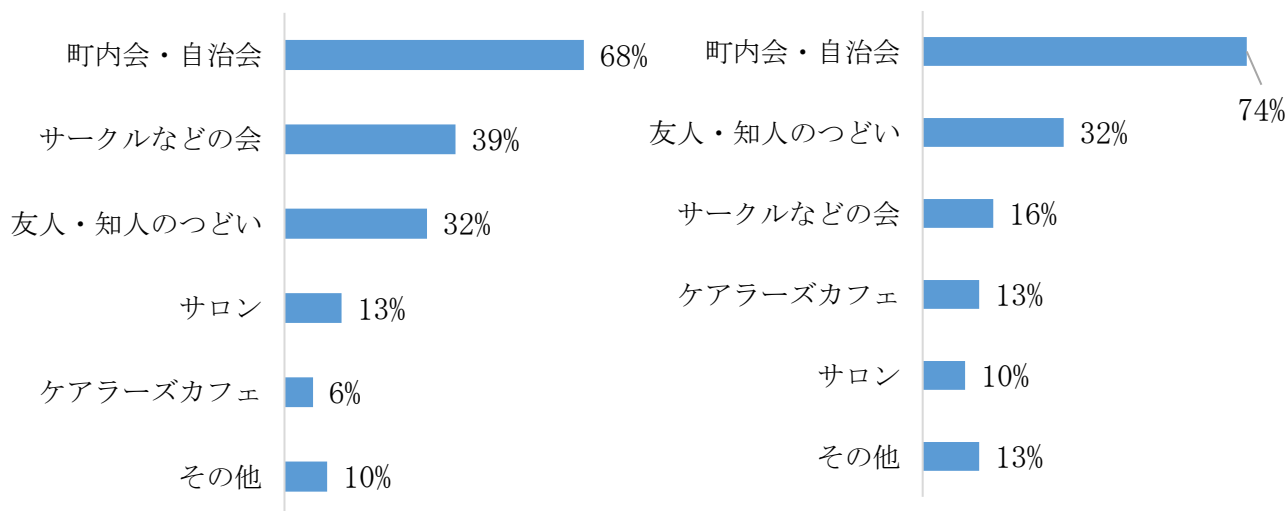
■ 参加している ■ 参加していない ■ 無回答

また、回答者でつどいの場に参加していると答えた者のうち、その参加先を訪ねるとケアラーでは68%、いのちのバトンでは74%が「町内会・自治会」活動に参加しているが最も高い結果になりました。また、「サークルなどの会」への参加は、ケアラーが39%、いのちのバトンが16%とケアラーが23ポイント高く、「ケアラーズカフェ」は、ケアラーが6%、いのちのバトンは13%と、いのちのバトンが7ポイント高い結果になりました。また、その他の回答では、全体で老人クラブ4件、囲碁サークル1件、脳トレ教室1件、わくわく広場1件の回答がありました。

つどいの場への参加状況(複数回答可)

ケアラー n=31

いのちのバトン n=31

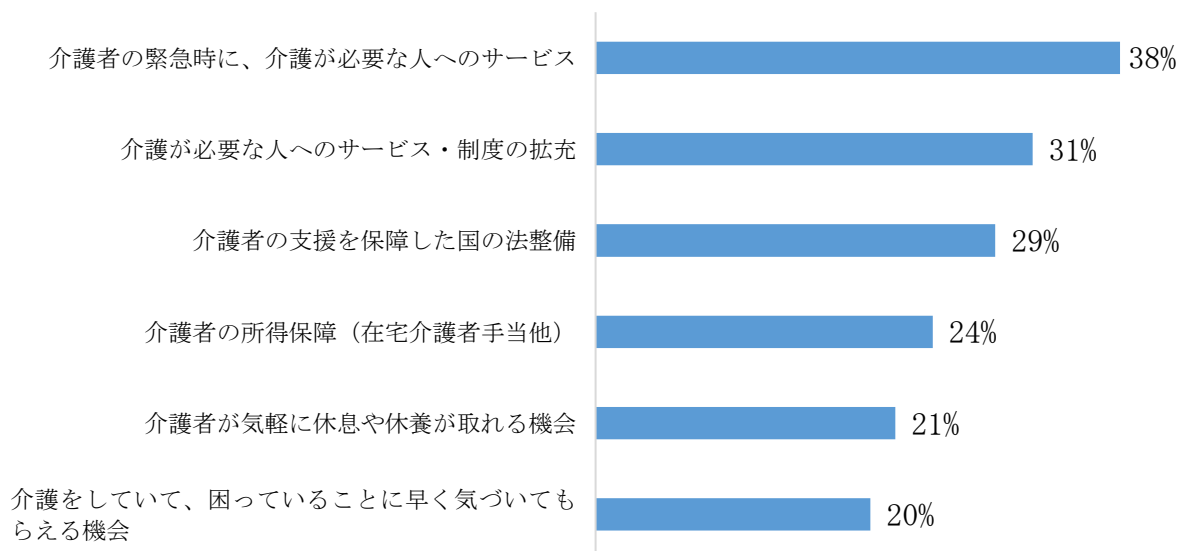


(6) ケアラーにとって必要な支援

ケアラーに、求めたい支援は何かを尋ねたところ、「介護者の緊急時に、介護が必要な人へのサービス」が 38%と最も高く、次に「介護が必要な人へのサービス・制度の拡充」が 31%「介護者の支援を保障した国の法整備」が 29%の順位になりました。

ケアラーは被介護者にケアを行っていることから、いのちのバトンよりも日頃感じるサービス利用等に当たっての環境整備を求める声が多いことがわかりました。

ケアラーにとって必要な支援（上位6項目 複数回答可 n=112）



(7) ヤングケアラーの実数及びそのケアの内容

回答者のうちケアラーに、ヤングケアラーの有無について確認すると、2%^{※1}（2人）のケアラーから、「はい」と回答があり、いのちのバトンには回答がありませんでした。町内に一定数のヤングケアラーが存在することが確認できました。

表4 ヤングケアラーのケアの内容（複数回答可）

ケアの内容	人数
家族に代わり買い物・料理・掃除・洗濯などの家事	2人
幼いきょうだいの世話	1人
食事の介助や着替えなどの身の回りの世話（薬の管理含む）	1人
家計の助けのため、アルバイトをしている	1人
話し相手	1人

※注1 令和4年11月に当町において、町内の小中高校生を対象に行ったヤングケアラー実態調査では、町内に4.8%(21名)のヤングケアラーがいることがわかった。詳細は「ヤングケアラー実態調査に関する一次分析報告書」(令和4年12月)を参照のこと。

第2節 アンケート調査から見えた現状と課題

1. ケアラーの現状

ケアラー実態調査の結果から、次のとおり、ケアラーの現状が明らかとなりました。

- (1) ケアラーやヤングケアラーの言葉の認知は、浸透しつつある。
- (2) 緊急時に対応してもらえるような環境づくりや介護サービス・制度の拡充に対してのニーズが高く、国に対してもケアラーの支援を保障した法整備を求める声が多い。
- (3) ケアラーはケアすることで、ストレスを抱え込み精神的に不安定になることが多く、また、社会活動を制限されることが多い。
- (4) ケアラーは、その置かれている状況を気づいてくれる・支えてくれるような地域とのつながりは希薄で、地域から孤立している傾向にある。
- (5) ケアラーのうち就業している者は全体の 40%にのぼり、勤務調整を行いながら「仕事」と「介護」の両立を行っているケアラーが多い。
- (6) ケアラーの医療機関受診率はいのちのバトン世帯より高く、ケアラーは何らかの疾患を抱えていても、ケアを理由に受診を制限される者は少ない。

日常的な支援に加え、「困ったとき」に気づいてもらえる・声掛けしてもらえる地域の見守り・支援体制や居場所づくり、「仕事」と「介護」が両立できる社会の実現、多様なニーズに対応できるような支援体制の構築が求められていることが明らかとなりました。

2. ケアラー支援の課題

ケアラーを社会全体で支えるためには、ケアラーの存在や状況について地域や職場等への理解を深める広報及び啓発活動が必要になることから、ケアラー支援がより浸透するように、より一層町民、事業所、関係機関等に周知を図ります。

また、介護の長期化、多様化するケアラーに対応した生活支援サービスや地域の助け合い活動をするための人材不足も挙げられ、その強化を図ります。

実態調査ではケアラーが地域とつながりにくい結果になったことから、ケアラーや家族が孤立しないために、友人とのコミュニケーションや地域とのつながりをつくるつどいの場所などのコミュニケーションツールが求められています。

相談・支援体制については、高齢者や障がい者、子ども等を分け隔てなく支援できる横断的、重層的な相談・支援体制を推進すると併せて、ケアラーの心身のサポートが適切に受けることができる仕組みづくりが求められます。

さらに、ヤングケアラーの早期発見や支援体制を構築し、子どもたちを含めて町民全体でのヤングケアラーの理解と子どもたちが、支援が必要な時に、支援を受けられる体制を構築する必要があります。

このようなことから、ケアラー支援の課題を、次の5点にまとめました。

- (1)ケアラーへの理解と周知
- (2)ケアラー支援を担う人材育成
- (3)ケアラーが相談・交流できる場所
- (4)包括的な相談・支援体制の構築
- (5)ヤングケアラーの実態把握と支援体制の構築

第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 計画の基本理念

介護者である子ども世代が高齢となり、介護負担がその孫世代にまで拡大している一方、共働きや晩婚化により生活様式や家族形態も多様化しています。その中で、様々な課題を抱える個人や家庭が地域から孤立し、虐待や自殺、孤独死に至るなど、助けがないまま事件となり、はじめて顕在化する例が後を絶ちません。こうした深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関だけではなく、あらゆる地域の人々の助け合いの意識と行動が重要です。

このため、立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域全体でケアラーを支援するため支援条例において2つの基本理念を掲げました。

本計画においても、支援条例で掲げた基本理念に基づき、ケアラー支援の施策を推進してまいります。

基 本 理 念

1. ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
2. ケアラーの支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

第2節 これからの将来像と計画を推進するための心がけ

支援条例において、町の責務として、広く町民参加の機会を提供し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを定めています。

また、町民・事業者・関係機関にはケアラー支援に関わるそれぞれの役割を定めていますが、その目指すべき「将来像」と具体的な行動として、「心がけておくべきこと」を次の通り定めます。

これからの将来像と計画を推進するための心がけ

1. 「町民」の将来像と心がけ

【 将来像 】

町民同士がお互いに気にかけて、つながりながら、その変化に気づき、困りごとがあるときには自然と手助けができる町民であること。

【 心がけ 】

- ・ケアラーの理解を深めるために、「学びの場」に参加し、ケアラーが自分の声を周りに伝えやすい環境や、ケアラーを受け入れる地域づくりに協力します。
- ・ケアラーには、思いやりのある「あたたかい声掛け」や「さりげない見守り」を行います。
- ・困っているケアラーには、同じ目線でその話に耳を傾け、そのケアラーの一助となるよう、その手を差し伸べます。

2. 「事業者」の将来像と心がけ

【 将来像 】

地域に貢献する企業として、経営を持続的に発展させ、従業員の雇用を守る中で、ケアラーになった従業員を親身になって支えることができる事業者であること。

【 心がけ 】

- ・ケアラーの理解を深めるために、情報収集や研修などの機会に参加し、その知識を深めます。
- ・従業員が「仕事」と「介護」を両立するための介護休業制度や介護サービスへの理解を深める機会の創出に努めます。
- ・従業員が「ケアラーであること」を伝えやすい職場や介護休業・休暇を取りやすい職場など、「介護」があっても安心して働くことができる就業環境づくりに努めます。
- ・ケアラー支援に関し、事業者としてできることは率先して活動し、地域・社会に貢献できるように努めます。

3. 「関係機関」の将来像と心がけ

【 将来像 】

親身になって、ケアラーの声を聴き、適切にケアラーの置かれている状況を把握し、必要とされる支援がスムーズに提供できるように、関係者同士で横のつながり、支援にあたっての発信力と推進力を持った関係機関であること。

【 心がけ 】

- ・ケアラーと被介護者の生活全体を捉え、ケアラーの「声」に耳を傾けながら、適切な支援に結び付けます。
- ・ケアラーへ支援を行うにあたっては、町民や事業者、町と連携を取りスムーズな支援につながるよう働きかけます。
- ・ケアラー支援等に関する情報を収集するとともに、研修等の学びの場に参加し、知識を深め、その情報の発信に努めます。

第3節 計画の施策体系

具体的な施策の実施にあたっては、ケアラー支援に関わる5つの課題に対応するため、社会福祉協議会と連携を図りながら、次に掲げるケアラー支援の施策を推進します。

1. ケアラー支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

施策項目	備 考
(1) ケアラーに関する情報発信	
(2) 「仕事」と「介護」の両立支援	
(3) 関係機関等との協力	
(4) 各専門職との情報共有	

2. ケアラー支援を担う人材の育成

施策項目	備 考
(1) ボランティア活動の実施とボランティアの養成	
(2) 北海道介護福祉学校との連携	

3. 包括的な相談・支援体制

施策項目	備 考
(1) ケアラー支援の活動拠点の設置	
(2) ケアラー支援専門員の配置と相談窓口の設置	
(3) ケアラーサポーターによる訪問活動	
(4) ケアラーアセスメントの実施	
(5) 重層的支援体制の整備	
(6) 短期宿泊事業の実施	
(7) ケアラーの健康維持・増進	
(8) ヤングケアラー・若者ケアラーの相談支援	※若者ケアラーとは、18歳以上30歳未満のケアラーを指します。

4. ケアラー同士が交流・情報交換できる場の設置

施策項目	備 考
(1) ケアラーズカフェ等の運営支援	
(2) ふれあいサロン等の充実と推進	
(3) SNSを活用した見守り・支援体制の検討	

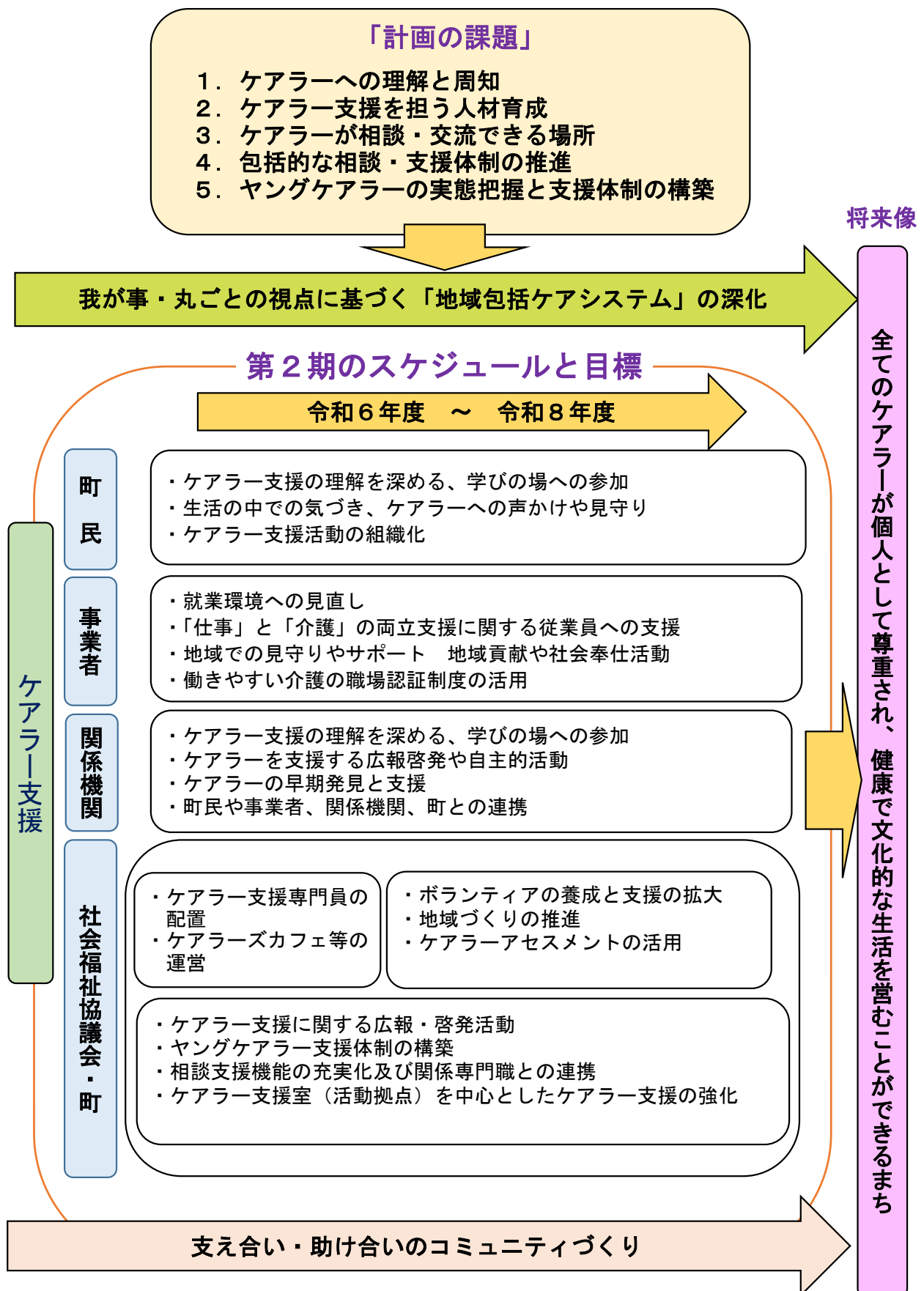
5. 障がい者及び子育て支援の充実化

施策項目	備 考
(1) 障がい者の支援	
(2) 子育ての支援	

6. 国、道、関係市町村への情報発信及び要望

施策項目	備 考
(1) 国、道、関係市町村への情報発信及び要望	

図1 計画の全体像



第4章 ケアラー支援に関する施策

第1節 ケアラー支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

ケアラーを社会全体で支えるためには、ケアラーの存在や置かれている状況を広く知ってもらうことが重要です。そのために、町民や事業者及び関係機関等への広報啓発活動を積極的に行います。

(1) ケアラーに関する情報発信

- ① ケアラーに関する理解を促進するため、町広報及びホームページ、SNSにケアラー支援に関する相談窓口や活動の状況などを掲載します。
- ② ケアラー支援に関するリーフレットまたは機関誌を作成し、啓発活動に活用します。
- ③ ケアラーへの理解を深め、ケアラーが地域とつながり続けることができる社会を目指して、集中的に広報・啓発を行うケアラー月間またはケアラー週間の設置を検討します。 **重点・新規**
- ④ ケアラー支援に関する学習会・シンポジウムを開催します。

(2) 事業者との協力及び「仕事」と「介護」の両立支援

- ① 事業者及び従事者に「仕事」と「介護」の両立支援を理解してもらうため、栗山商工会議所と連携を図り、広報・啓発活動や企業セミナー等を実施します。
- ② 「仕事」と「介護」の両立支援に関する介護事業所向けの研修プログラムを作成します。
- ③ 北海道による「働きやすい介護の職場」認証制度の取得に関する介護事業所への情報提供や助言を行います。
- ④ 事業者に「仕事」と「介護」の両立支援に関する助言や相談支援を行います。
- ⑤ ケアラー支援等に関する地域貢献・社会奉仕活動に関する取り組みを広報・PR する仕組みを検討します。 **新規**

(3) 関係機関等との協力

- ① ケアラーに関する広報・啓発活動を継続的に支援します。
- ② 関係機関等と連携し、企業や介護事業所等への出前講座を実施します。
- ③ 関係機関等が開催する啓発活動や研修会等を支援します。
- ④ 学校と協力し、子どもたちにヤングケアラーに関する出前講座を実施します。
- ⑤ 関係機関等に、ケアラーや高齢者、障がい者、子どもに対して、緩やかな見守りと支えあいの活動から支援につなげる「栗山町見守り・安心ネットワーク」を構築し、その輪を広げます。

(4) 各専門職との情報共有

- ① 潜在するケアラーを把握するため、介護事業所連絡会議等を活用し、ケアラーの状況や支援策等の情報共有を図ります。
- ② 各専門職、サービス提供従事者がケアラーに関する理解を深めるため、介護従事者技術研修を実施します。

第2節 ケアラー支援を担う人材の育成

被介護者の在宅生活を支えるためには介護保険制度などの公的サービスだけで生活全体を支えることは難しく、介護の長期化はケアラーへの負担につながります。ケアラー支援には、「生活全体を支える地域づくり」が必要であり、そのためには介護や医療だけではなく、住まい、生活支援等、様々な資源の組み合わせで一体的に提供する必要があります。

(1) ボランティア活動の実施とボランティアの養成

- ①ケアラーへの支援体制を構築するため、ケアラーサポーター等町民ボランティアを養成します。
- ②ケアラーサポーターを適切にマネジメントし、報告会の実施や、能力開発を目的とした研修を開催します。
- ③地域の支え合いを目的とした生活支援有償ボランティア「ちょこっとボランティア」を実施・運用します。
- ④支援が必要な町民(ケアラー含む)の日常生活のサポートが行えるよう、支え手と受け手を繋ぐ仕組みとしてケアラー支援室の機能を拡充します。

(2) 北海道介護福祉学校との連携

- ①学生がヤングケアラーを含めたケアラー支援に関する地域問題をより理解するために、授業協力関係を構築します。
- ②ケアラー支援活動における学生ボランティアの参加等での協力関係を継続します。
- ③人材養成の研修プログラム開発、啓発のための研修会等における講師派遣など、相互に連携・協力を図ります。

第3節 包括的な相談・支援体制

ケアラー世帯の生活全体を支援するため、各専門分野の相談機能の充実に併せて、ケアラー支援専門員やボランティアセンターを担う社会福祉協議会、各介護事業所等の関係機関とのネットワークを強化し、相互連携により地域包括ケアを実現するための基盤整備を行います。

(1) ケアラー支援の活動拠点の設置

- ①ケアラー支援に係る情報の一元化とケアラーが抱える課題解決の迅速化を図るため、ケアラー支援の活動拠点として、「ケアラー支援室」の機能強化・拡充を検討します。

(2) ケアラー支援専門員の配置と相談窓口の設置

- ①まちなかケアラズカフェ「サンタの笑顔」にケアラー支援専門員を配置し、ケアラーが気軽に相談できる窓口を設置します。
- ②ケアラーのための交流会や各種講座等を開催します。

(3) ケアラーサポーターによる訪問活動

- ①ケアラーへの心的負担の軽減や、ケアラーに代わって被介護者を自宅で見守り・サポートができるケアラーサポーターの傾聴ボランティア活動を継続し、その対象者を広げ、活動の充実化を図ります。 **重点・充実**

(4) ケアラーアセスメントの実施

- ①ケアラーが行う介護の状況や介護をすることによって、その心身に与える影響などを明らかにするため、ケアラーのアセスメントを実施します。
- ②ケアラーのアセスメントの実施にあたっては、支援方針の決定と支援の実施から再アセスメントまでの一連のマネジメントを行います。
- ③ケアラーのアセスメントと、そのマネジメントの運用を幅広く行うことができる仕組みを検討します。

(5) 重層的支援体制の整備

- ①ケアラーのうち被介護者が複数名いる方、病気または、障がいをもつ子どもを育てている方、生活困窮の方など、経済事情を含めた複雑化した相談に対応するため、地域住民や各分野の様々な専門職が連携し、包括的に支援を行う体制を整備します。
- ②重層的支援体制の整備にあたっては、高齢者、障がい、子ども、保健の各分野の専門職により構成される重層的支援会議を開催し、必要に応じて地域の関係機関とも協働しながら、チームになって個別支援を行います。 **新規**

(6) 短期宿泊事業の実施

- ①ケアラーの心身の負担を軽減するために、リフレッシュや外出の支援、またはケアラーの入院や事故等の支援として、町独自の短期宿泊事業「栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業」を実施します。

(7) ケアラーの健康維持・増進

- ①ケアラーが、今後とも健康を維持し、医療受診が継続できるよう、医療・保健分野と連携を図り、その支援を行うのに併せて、医療未受診者には疾病予防のために健診を勧めます。
- ②ケアラーの健康維持・増進のために、世代に応じてすこやか運動教室やあたまイキイキ教室等の介護予防事業や、その他の健康維持・増進に関連する活動への参加を促します。

(8) ヤングケアラー・若者ケアラーの相談支援

- ①町内の学校と連携し、ヤングケアラー実態調査を定期的に行い、その実態を把握します。
- ②ヤングケアラーの早期発見と必要な支援を行うため、学校等と連携を図り、相談窓口の設置と支援体制を整備します。 **重点・充実**
- ③若者ケアラー(18歳以上30歳未満のケアラー)への支援策を検討します。 **新規**

第4節 ケアラー同士が交流・情報交換できる場の設置

ケアラーの社会的孤立を防ぎ、尊厳のある生活を支えるためには、友人とのコミュニケーションや、地域とのつながりが重要です。住み慣れた地域で役割を持ちながら「いきいきとした暮らし」を続けられるよう、身近にケアラー同士が交流・情報交換できる場を設置します。

(1) ケアラーズカフェ等の運営支援

- ① ケアラーズカフェや地域ボランティア主体のまちなかカフェについて、運営主体と意見交換を積極的に行い、持続可能な運営を支援します。
- ② 多世代の方が利用できるようカフェ利用者などのニーズに基づく施設環境の整備を進めます。

(2) ふれあいサロン等の充実と推進

- ① 高齢者が地域で役割をもち、いきいきと生活できるよう、地域のつどいの場である、ふれあいサロン、運動教室の充実を図ります。
- ② 新たな地域サロンの開設を推進します。

(3) SNSを活用した見守り・支援体制の検討

- ① SNS等をツールとした見守り・支援体制を検討します。 **新規**

第5節 障がい者及び子育て支援の充実化

ケアラー支援を行うには、高齢者のほか、障がい者、子育て分野の支援の充実を図ることで、ケアラーに必要な支援をスムーズに提供することができます。

(1) 障がい者の支援

① 相談支援体制の充実

町相談窓口のほか、総合的・専門的な相談支援機関である「地域生活支援拠点」の設置、民間事業所による「指定相談支援事業所」の設置を推進し、ケアラーを含めた総合的な相談支援を提供できる体制を目指します。また、家族会等と連携し、当事者・家族相互の情報交換や相談会等の取組を推進します。

② 自立と社会参加の推進

空知障がい者就業・生活支援センターや各相談支援事業所等と連携し、就労相談・職場体験・就労定着支援等を活用し、自立と社会参加を推進します。

③ 権利擁護、意思決定支援の推進

日常生活等において判断能力に課題を抱える障がい者の権利を守るため、ケアラーが亡き後を見据えた成年後見制度の利用促進を図ります。

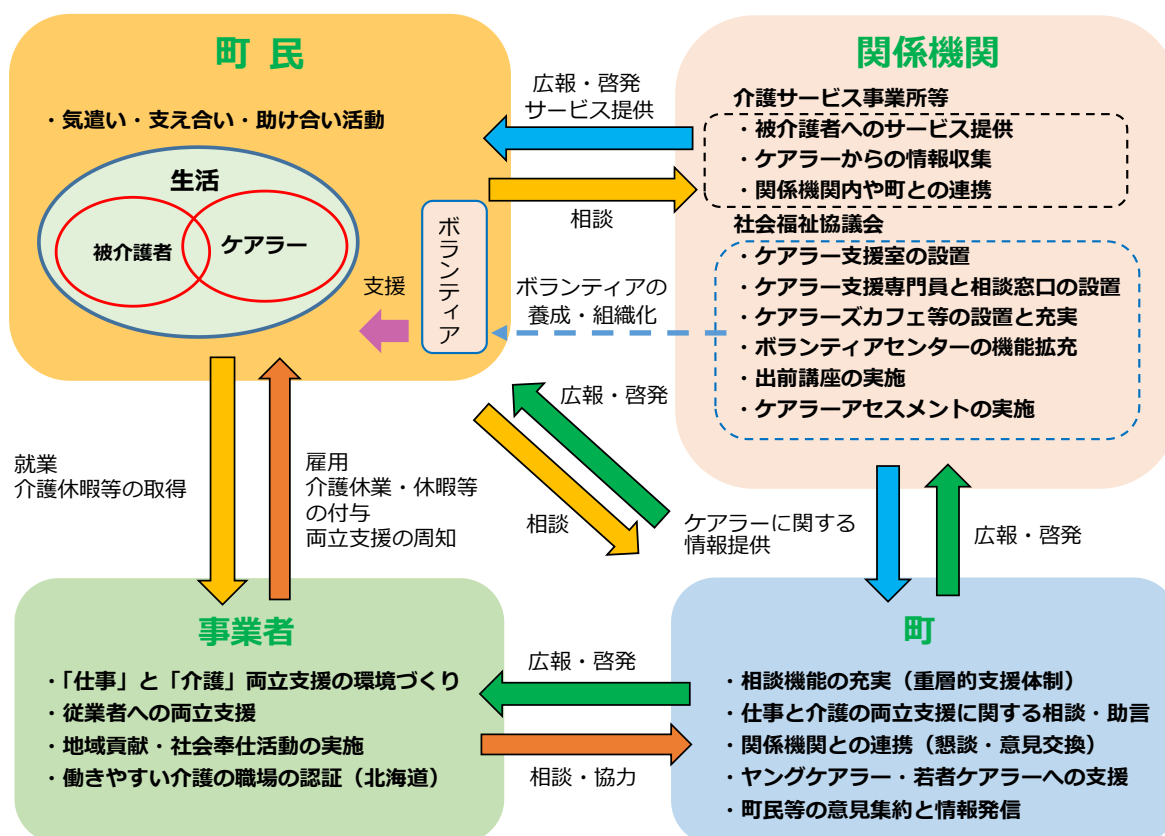
(2) 子育ての支援

- ① 育児と介護の「ダブルケア」や「ヤングケアラー」等、家族介護者が直面する課題の把握に努めながら、子育て世代包括支援センターが中心となり、保育園・こども園・学校そして地域包括支援センター等の支援機関が相互に連携し、ネットワークの充実に努めます。
- ② 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等、相談支援体制の構築を目指します。
- ③ 特別な配慮や支援が必要な子どもと保護者に対して関係機関と連携を図り、ライフステージに応じて、ことばの教室や特別支援学級、養護学校等、適切に支援が移行されるよう、障がい児支援体制の構築を目指します。
- ④ 既存の保育サービスでは対応できない緊急のニーズに対応するファミリー・サポート・センター事業の充実に努め、ケアラーの立場に置かれている保護者等の育児負担軽減やリフレッシュできる体制を整備します。

第6節 国、道、関係市町村への情報発信及び要望

本町が進めるケアラー支援について、他の自治体に情報発信し連携を図ります。また、ケアラーを支援するための法律の制定や財政的な支援について、国や道に要望します。

図2 ケアラー支援の連携イメージ



第5章 計画の推進と進捗管理

第1節 PDCA サイクルに基づく施策の推進

本計画を推進するために、「計画(PLAN)」・「実行(DO)」・「評価(CHECK)」・「改善(ACTION)」から構成される「PDCAサイクル」の手法を取り入れ、毎年度進捗管理と評価を行います。各施策の評価にあたっては、栗山町ケアラー支援推進協議会(以下、「推進協議会」という。)の意見を聴き、より効果的な施策への改善を図ります。

PDCA サイクルに基づく施策の推進

1. 計画(PLAN)

推進協議会を開催し、より効果的な施策の検討を行います。

2. 実行(DO)

本計画に基づき、関係機関等と連携を図りながら、各施策を実施します。

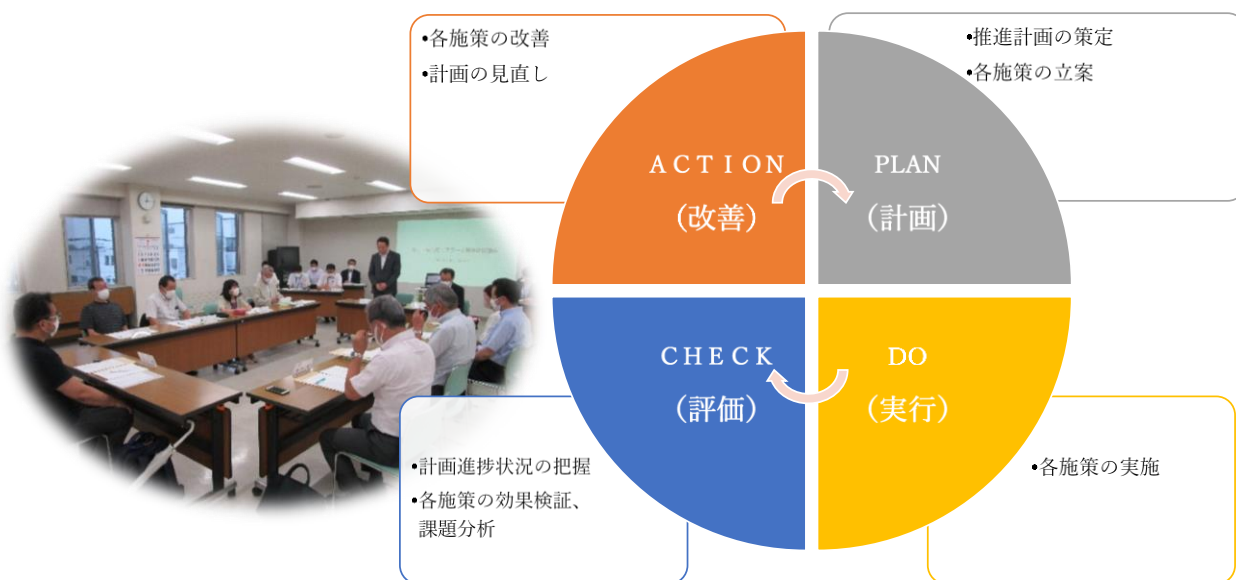
3. 評価(CHECK)

推進協議会により毎年度、計画の進捗状況を把握し施策の効果・課題を検証し、分析します。

4. 改善(ACTION)

評価を踏まえ、推進協議会により次年度に向けての施策の改善及び計画の見直しについて検討します。

図3 ケアラー支援推進計画の進捗管理手法



第2節 ケアラー支援庁内連絡会議の設置

本計画の推進にあたり、関係課による横断的な協議の場として、ケアラー支援庁内連絡会議を設置し、ケアラー支援に係る情報の共有や効果的な施策の検討を行います。また、各施策の実施状況を把握し、推進計画の進捗状況を管理します。

資料編

第1節 「第2期栗山町ケアラー支援推進計画」策定の経緯

1. 栗山町ケアラー支援推進協議会における審議

栗山町では、栗山町ケアラー支援推進計画を策定するため、ケアラー経験者、栗山町老人クラブ連合会、栗山町ボランティア連絡協議会、栗山町民生委員児童委員協議会、栗山町町内会連合会、栗山町社会福祉協議会、栗山商工会議所、事業者、有識者から選任した「栗山町ケアラー支援推進協議会」を令和3年4月1日に設置しました。

本計画の策定に当たっては、実態調査結果報告や計画の策定等の審議を行いました。

開催日	主な議題
令和5年7月11日(火)	・ケアラー実態調査(案) ・ケアラー支援推進計画策定手順(案) ・ケアラー支援推進計画策定スケジュール(案)
令和5年11月8日(水)	・栗山町ケアラー支援推進計画(骨子案)
令和6年2月13日(火)	・栗山町ケアラー支援推進計画(原案)

2. パブリックコメントの実施

計画の趣旨や内容を広く町民に公表し、これに対してお寄せいただいた御意見を考慮して意思決定を行うためパブリックコメントによる意見募集を実施しました。

実施時期	内 容	件数
令和6年2月15日(木) ～2月28日(水)	第2期栗山町ケアラー支援推進計画(案)について	5件

第2節 栗山町ケアラー支援条例

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーを社会全体で支えるため、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいう。
- (2) 関係機関 栗山町社会福祉協議会並びに介護、障がい者及び障がい児の支援等に関する活動を行い、当該活動においてケアラーに関わる機関

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、町民、事業者、関係機関等から前項の施策に関し意見を聴くなど、広く町民参加の機会を提供するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、栗山町社会福祉協議会並びに町内会及び自治会の活動等を通じて、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、従業員の職業生活と介護等との両立のために必要な雇用環境を整備するなど、従業員が行う介護等の支援に努めるとともに、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、町が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラーの支援の必要性の把握に努めるものとする。

(ケアラーの支援に関する推進計画)

第8条 町は、第4条に規定するケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的施策で次に掲げるもの

ア ケアラーの支援に係る包括的な相談・支援体制

イ ケアラーの交流及び集いの場の設置

ウ ケアラーの支援を担う人材の育成

エ ケアラーの支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 推進計画の計画期間は3年とし、毎年度、各施策の評価を行うものとする。

4 第2項第2号に規定する具体的施策は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画等に定める施策と整合性を図らなければならない。

(栗山町ケアラー支援推進協議会の設置)

第9条 町は、前条に規定する推進計画の策定及び各施策の評価、計画の見直し等について意見を聴くため、栗山町ケアラー支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(ケアラー支援推進計画に関する経過措置)

2 この条例の施行後第8条の規定により最初に策定するケアラー支援推進計画の計画期間は、同条第3項の規定にかかわらず、当該計画を策定した日から令和6年3月31日までとする。

第3節 栗山町ケアラー支援条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーを社会全体で支えるため、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、将来にわたり、多くのケアラーが日常生活や心身の不安を抱えることなく、また、地域から孤立せず、安心して介護や看護などを行うことができる地域づくりを目指し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、ケアラーの支援に関する基本理念を定め、町の責務、町民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいう。
- (2) 関係機関 栗山町社会福祉協議会並びに介護、障がい者及び障がい児の支援等に関する活動を行い、当該活動においてケアラーに関わる機関

【解説】

＜第1号「ケアラー」について＞

本条例の支援対象とする「ケアラー」は、高齢者、障がいのある方、疾病のある方だけでなく、アルコールや薬物依存、ひきこもりなどのケアをしている方も含まれます。また、自身の家族以外の方の世話をしている場合や、家族に代わり家事や入浴、トイレの介助、さらに、幼い兄弟の世話などをする18歳未満の子ども(ヤングケアラー)も含まれます。ただし、業務として対価を得て行う場合を除きます。

＜第2号「関係機関」について＞

「関係機関」は、これまで主体的にケアラーの支援の活動を実施してきた栗山町社会福祉協議会と「介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関」をいいます。例えば、高齢者介護を行っているケアラーにとっては、地域包括支援センターや介護事業所などが関係機関に該当します。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

【解説】

介護者である子ども世代が高齢となり、介護負担がその孫世代にまで拡大している一方、共働きや晩婚化により生活様式や家族形態も多様化しています。その中で、様々な課題を抱える個人や家庭が地域から孤立し、虐待や自殺、孤独死に至るなど、助けがないまま事件となり、はじめて顕在化する例が後を絶ちません。こうした深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関だけではなく、あらゆる地域の人々の助け合いの意識と行動が重要です。

このため、立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域全体でケアラーを支援するための基本理念として次の2つを掲げました。

- ① 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように支援すること。
- ② 多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように支援すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、町民、事業者、関係機関等から前項の施策に関し意見を聴くなど、広く町民参加の機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

町は、ケアラーの支援に関する施策について、意見交換会や意見公募の他、多様な手法で意見を聴くなど、広く町民参加の機会を提供するよう努め、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、栗山町社会福祉協議会並びに町内会及び自治会の活動等を通じて、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

町民は、個人としてはもちろんのこと、町内会・自治会やボランティア活動などを通じて、ケアラーの支援を進める上で大切な役割を担っています。ケアラーについて関心を持ち、ケアラーの支援に関する活動に参加することは、ケアラーを社会全体で支えるために必要不可欠であり、地域の問題や課題に取り組むきっかけにもなるため、町民の重要な役割として定めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、従業員の職業生活と介護等との両立のために必要な雇用環境を整備するなど、従業員が行う介護等の支援に努めるとともに、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、ケアラーについて関心を持ち、理解を深め、自らケアラーの支援に関する活動に参加するよう努めるとともに、「人」や「物資」、「資金」や「ノウハウ」など事業所が持っている様々な力を提供し、また、従業員が仕事と介護等との両立ができるよう事業所内の環境整備に努めるものとします。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、町が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラーの支援の必要性の把握に努めるものとする。

【解説】

関係機関は、ケアラーとの接点が多いため、ケアラーを早期に発見して支援につなげることができます。施策を実施するに当たり、関係機関に協力してもらうことが不可欠です。

関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ケアラーの意向を尊重しながら、健康状態や生活環境など、ケアラーの状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとします。

(ケアラーの支援に関する推進計画)

第8条 町は、第4条に規定するケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的施策で次に掲げるもの

ア ケアラーの支援に係る包括的な情報提供及び相談・支援体制

イ ケアラーの交流及び集いの場の設置

ウ ケアラーの支援を担う人材の育成

エ ケアラーの支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 推進計画の計画期間は3年とし、毎年度、各施策の評価を行うものとする。

4 第2項第2号に規定する具体的施策は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画等に定める施策と整合性を図らなければならない。

【解説】

ケアラーの置かれている状況は多様であり、ケアラーの支援に関する施策も多岐に渡るため、ケアラーの支援に関する推進計画を策定し、推進計画の中で具体的施策を定めるものです。

推進計画の期間は3年とし、毎年度、施策の評価を行い、事業の見直しや次期の推進計画に反映させます。

(栗山町ケアラー支援推進協議会の設置)

第9条 町は、前条に規定する推進計画の策定及び各施策の評価、計画の見直し等について意見を聴くため、栗山町ケアラー支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

町は、ケアラーの支援に関する推進計画の策定及び各施策の評価、計画の見直し等を行うため、栗山町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などで構成するケアラー支援推進協議会を設置し、ケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

第4節 栗山町ケアラー支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 栗山町ケアラー支援条例(令和3年条例第10号)第9条の規定に基づき、ケアラー支援推進計画(以下「推進計画」という。)の策定、評価、見直し等に当たり、広く町民、関係機関等の意見を反映させるため、栗山町ケアラー支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他推進計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 栗山町老人クラブ連合会が推薦する者
- (2) 栗山町ボランティア連絡協議会が推薦する者
- (3) 栗山町民生委員児童委員協議会が推薦する者
- (4) 栗山町町内会連合会が推薦する者
- (5) 栗山町社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 栗山商工会議所が推薦する者
- (7) 栗山町教育委員会が推薦する者
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じ関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

栗山町ケアラー支援推進協議会委員名簿

【任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日】

団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
栗山町社会福祉協議会	会 長	初 山 清 仁	◎会長
栗山町老人クラブ連合会	副 会 長	中 井 禮 子	○副会長 ケアラー経験者
栗山町ボランティア連絡協議会	会 長	日 原 富士子	ケアラー経験者
栗山町民生委員児童委員協議会	生活向上部 会 長	村 井 守	
栗山町内連合会	副 会 長	古 瀬 一 芳	ケアラー経験者
栗山商工会議所	業務課長	澤 野 利 一	ケアラー経験者
特別養護老人ホームくりのさと	施 設 長	三 上 勝	事業者 ケアラー経験者
(株)クオス	代表取締役	今 井 晃	事業者
栗山町校長会	会 長	井 畑 靖 彦	
栗山町教育委員会	教育委員	上 坂 永 子	
有識者	—	吉 田 義 人	ケアラー経験者

事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
栗山町福祉課	課 長	高 田 宏 明	
栗山町福祉課 高齢者・介護・医療G	主 幹	酒 井 文 恵	
栗山町福祉課 高齢者・介護・医療G	主 幹	樋 渡 哲 也	
栗山町福祉課 高齢者・介護・医療G	主 査	荻 野 智 鶴	
栗山町福祉課 高齢者・介護・医療G	主 査	大 家 洋 志	
栗山町福祉課 福祉・子育てG	主 幹	橋 元 幸 士	
栗山町福祉課 福祉・子育てG	主 幹	宮 林 葉 月	
栗山町教育委員会 学校教育課	指導主事	畑 島 俊 治	
栗山町教育委員会 学校教育課	教育相談員	高 橋 信	
栗山町社会福祉協議会	事務局長	本 田 徹	
栗山町社会福祉協議会	総務係長	月 輪 淳 紹	
栗山町社会福祉協議会	業務係長	冬 野 大 希	

第2期栗山町ケアラー支援推進計画
令和6年度～令和8年度

発 行 栗山町
編 集 栗山町福祉課
住 所 〒069-1512
北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
電 話 0123-72-1111（代表）
0123-73-7507（福祉課直通）